

## 認定教育機関の認定について

### <目的>

重症心身障害看護師の質を均質にするため、その教育にふさわしい条件を備えた教育機関を認定教育機関として認定する。

### <審査方法>

重症心身障害看護師制度細則第 6 条の要件を満たしているか審査する。審査は看護専門研修委員会(専門看護師研修部会)が行う。

### <認定教育機関の認定要件>

次の各項目に定める要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 教育目的
- (2) 教育課程 (カリキュラム及び教育期間)
- (3) 受講要件及び修了要件
- (4) 講師
- (5) 教育施設及び実習施設
- (6) 教育課程の運営

項目		要件
教育目的		・教育目的が明確であり、重症心身障害看護師の教育機関として適切であること。
教育課程	カリキュラム	・教育課程は、重症心身障害看護師の教育を均質なものにするため、別に定める「標準カリキュラム」を遵守したものであること。共通科目は 45 時間以上 (3 単位)、専門基礎科目は 45 時間以上 (3 単位)、専門科目は 90 時間以上 (6 単位) であり、合計時間が 180 時間以上であること。 ・各科目はその科目構成及び科目のねらいを踏まえた構成であること。
	教育期間	・教育期間は、標準カリキュラムの運営が支障なく行われる期間であること。 ・原則として昼間の教育であること。 ・やむを得ない事由による延長期間も含め、3 年以内の単位取得が定められていること。
受講要件		以下の要件をすべて満たしていること ・日本国の看護師免許を有すること。 ・看護師の資格取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること。うち 3 年以上は重症心身障害看護の実務経験を有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して重症心身障害看護に従事する意欲が高いこと。また、職場において他職員に対し指導的役割を果たす見込みがあること。</li> <li>・勤務先の施設長の推薦があること。</li> </ul> <p>上記の要件が満たされ、認定教育機関が認めた者であれば、日本重症心身障害福祉協会加入施設の有無を問わず受講できる。</p>
修了要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準カリキュラムに定めるすべての科目を修了し、教育機関責任者によって修了を認められた者。</li> </ul>
講師	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本看護協会が認定する専門看護師、認定看護師の資格を有し、その認定分野において高度な看護実践力を有する者。</li> <li>・重症心身障害の医療、看護、療育の各分野において高度な教育力または実践力を有する者。</li> <li>・大学講師等、専門分野における経験が豊富である者。</li> <li>・上記と同等以上の能力が認められる者。</li> </ul>
教育施設及び実習施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設は教育期間を通じて教育課程が適切に行われる施設であること。</li> <li>・実習は、目的や方法が明確であること。</li> <li>・教育施設及び実習施設は、受講生の負担とならないよう地理的条件が考慮されていること。</li> </ul>
教育課程の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営責任者が明確であり、主体的な運営が可能であること。</li> <li>・適切な運営体制が整備されていること。</li> </ul>

#### <審査結果>

- ・看護専門研修委員会(専門看護師研修部会)は、認定の要件を満たしている教育機関を認定教育機関として認定する。
- ・認定された教育機関に対し、日本重症心身障害福祉協会は認定証を交付する。
- ・認定教育機関として要件を満たしていないと判断された教育機関は、再申請を行うことができる。

#### <認定後の変更時の取扱い>

- ・看護専門研修委員会(専門看護師研修部会)は、認定教育機関より変更内容の届け出を受け、認定要件が満たされているかを再審査した上で、変更の取扱いを認める。